保存版

橿原市立新沢小学校 校長 岡田 寛人

警報発令時の対応について

橿原市に警報が発令されている場合、以下の対応をとっていただきますよう、よろしくお願いします。

- 1. 午前7時現在、何らかの警報が出されていれば自宅待機し、解除 されるのを待ちます。
- 2. 午前9時までに警報が解除されれば、10時25分 (3時間目)からの授業に間に合うように登校させて下さい。
- 3. 午前9時までに解除されなければ、臨時休校とします。
- 4. 登校中・登校後に警報が出された時は、児童の安全を第一に対応 します。
- 1 「奈良県北西部」に警報が発令されても、「橿原市に発令されていなければ」、通常通り授業を行います。
- 2 橿原市に警報が発令されているかどうかを確認する方法
 - (1) テレビ
 - ①NHKテレビの「d」データボタンを押して気象情報をご覧ください。
 - (2) インターネット
 - * 奈良地方気象台のホームページを参照ください。 http://www.jma-net.go.jp/nara/
 - (3) メール
 - ① 学校からの「緊急メール」
 - * 先日配布しました登録用紙で、登録をお願いします。
 - * 登録されない方は、内容をご近所の方にお尋ねください。
 - ② 橿原市の「防災メール」
 - * 子ども安全・安心メールとセットになっております。「警報」が発 令された場合のみ自動配信され、「注意報」の段階では配信されません。

【午前9時までに警報が解除され、10時25分(3時間目)からの授業に間に合うように登校する場合】についても<u>部団で登校します。その時の《集合時刻》</u> 《出発時刻》は、裏面に記載していますので、お子様と確認しておいてください。